

高齢者と障がい者の長距離通院時のタクシー代助成を拡充します

市では、医療機関までの距離が遠く交通費の負担が大きい高齢者や重度障がい者に対し、交通費の負担軽減を目的とし、通院に利用したタクシー料金の一部を助成する「通院時交通費助成事業」を実施していましたが、令和6年度から、自宅からバス停留所までの距離要件を撤廃。さらに、自己負担額を引下げ、助成対象額を拡大するとともに、助成金の限度額を医療機関までの距離に応じて最大30,000円まで引き上げます。

概要

- 対象者
- (1) 高齢者 … 65歳以上の高齢者のみの世帯（一人暮らしを含む）で暮らしている80歳以上または、日中独居になる80歳以上の人
 - (2) 障がい者 … 身体障害者手帳1級、身体障害者手帳2級（視覚・下肢・体幹障がいのみ）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ※上記の（1）または（2）に該当し、自身の移動に使用する自動車やオートバイがない人

■条件、助成対象額、上限額

項目	令和5年度まで	令和6年度から
条件	自宅からバス停留所までの距離が1kmを超えること	(撤廃)
助成対象額	通院に利用したタクシーの片道料金ごとに3,000円を超える分	通院に利用したタクシーの片道料金ごとに1,000円を超える分
上限額	高齢者	共通
	障がい者	
	年間12,000円	自宅から医療機関までの距離に応じて以下のとおり（複数の医療機関を受診する場合は、最も遠い医療機関を基準とする）
	自宅から医療機関までの距離に応じて以下のとおり	・10km未満 →年間12,000円
	・10km以上20km未満 →年間6,000円	・10km以上20km未満 →年間18,000円
	・20km以上30km未満 →年間12,000円	・20km以上30km未満 →年間24,000円
	・30km以上 →年間18,000円	・30km以上 →年間30,000円

※助成を受けるには事前の申請が必要です。詳しくは上記担当課へお問い合わせください

【通院時交通費助成の計算例】

(例) 大迫町大迫から石鳥谷医療センター（距離13km）への通院に利用したタクシー料金が、ゆき4,000円、かえり4,000円の場合

⇒助成額（1,000円を超えた分）
 ゆき3,000円+かえり3,000円=往復6,000円となります

※上表のとおり、自宅から医療機関までの距離が13kmの場合の補助上限額は18,000円となりますので、3往復分（6,000円×3=18,000円）の助成が受けられます

福祉タクシー等助成券

上記の長距離通院時のタクシー代助成のほか、福祉タクシー等助成券を交付しています。

同助成券は、市内の路線バス・タクシー、予約乗合バス・タクシーの支払いに利用できます。

<交付内容>

- ・高齢者 年間12,000円分
- ・障がい者 年間18,000円分